

山口労発基 0826 第 11 号
令和 8 年 8 月 26 日

別記関係団体の長 殿

山口労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行等について（個人ばく露測定等関係）

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」といいます。）の一部の施行に伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 196 号。以下「整備政令」といいます。）が令和 8 年 6 月 17 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「整備省令」といいます。）が令和 8 年 7 月 29 日に、作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 8 年厚生労働省告示第 279 号。以下「OH 告示」といいます。）が令和 8 年 7 月 29 日に、作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和 8 年厚生労働省告示第 292 号。以下「リスクアセスメント告示」といいます。）が令和 8 年 7 月 31 日に、サンプリング補助者講習規程（令和 8 年厚生労働省告示第 293 号）が令和 8 年 8 月 7 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 325 号。以下「整備告示」といいます。）が令和 8 年 8 月 21 日にそれぞれ公布又は告示され、いずれも令和 8 年 10 月 1 日（整備省令の規定の一部については令和 8 年 8 月 1 日又は令和 8 年 9 月

1日、整備告示の規定の一部については令和8年9月1日)に施行又は適用されるところです。

その趣旨、内容等につきましては、別添1、2のとおりですので、傘下会員事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【別添1 通達】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001736054.pdf>



【別添2 通達】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001742305.pdf>



【整備政令】 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260617K0010.pdf>



【整備省令】 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260729K0060.pdf>



【OH告示】 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260729K0020.pdf>



【リスクアセスメント告示】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260731K0070.pdf>



【サンプリング補助者講習規程】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260810K0010.pdf>



【整備告示】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260821K0010.pdf>



【リーフレット①作業環境測定士登録証の書き換え】

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002780962.pdf>



【リーフレット②作業環境測定機関登録証の書き換え】

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002780963.pdf>

